［10　略］

11　道府県民税の「⑲のうち見込納付額⑳」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（同法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

12　事業税の「所得金額総額㉖」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㉝」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊼」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊽」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13　事業税の「付加価値額総額㉜」又は「資本金等の額総額㉞」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額⑳」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14　事業税の「平成28年改正法附則第５条の控除額㊴」の欄は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑯」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑰」の欄の金額を記載し、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑱」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑲」の欄の金額を記載し、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間に開始する事業年度にあっては第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑳」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉑」の欄の金額を記載すること。

15　事業税の「㊺のうち見込納付額㊿」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16　地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額㊷」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉚」又は「軽減税率不適用法人の金額㉛」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17　地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額㊸」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊲」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18　地方法人特別税の「㊾のうち見込納付額㊿」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉝）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊶）㊷」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊶」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［10　同左］

11　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（同法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

12　事業税の「所得金額総額㉝」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㉜」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㉞」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉟」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13　事業税の「付加価値額総額㊴」又は「資本金等の額総額㊶」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額⑳」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14　事業税の「平成27年改正法附則第８条又は平成28年改正法附則第５条の控除額㊻」の欄は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第８条第２項から第５項までの規定による事業税額の控除の適用を受ける法人については第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑯」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑰」の欄の金額を記載し、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第５条第２項から第５項までの規定による事業税額の控除の適用を受ける法人については第６号様式別表５の７の「③が30億円以下の場合の控除額⑱」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑲」の欄の金額を記載すること。

15　事業税の「㊶のうち見込納付額㊻」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（法第72条の28第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16　地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額㊽」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㊲」又は「軽減税率不適用法人の金額㊳」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17　地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額㊾」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊹」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18　地方法人特別税の「㊹のうち見込納付額㊺」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉝）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊷）㊼」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊷」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。